

# 広島都市学園大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 広島都市学園大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、広島都市学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び各学部等の教育目的に関しては、「心技一体」という建学の精神に基づき、簡潔な文章で学則に規定されている。大学は平成21(2009)年に設立され、その後、平成25(2013)年、平成26(2014)年に相次いで新学科、新学部が設置されているが、その都度、使命・目的及び教育目的を再確認し、変化に対応している。また、毎年機会を設けて学長自らが使命・目的を説明することにより教職員、学生、保護者の理解と支持を得ている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは学科別に設けられ、学生募集要項へ明記されている。学生募集については、子ども教育学部子ども教育学科が定員未充足のため、学生確保の努力が望まれる。カリキュラムポリシーは学科別に設定され、これに即した体系的な教育課程が編成されている。全教員によるチューター制度を、学修支援策として3学科ともに採用している。また、単位認定、進級及び卒業、修了認定等の基準は学則等に定められている。キャリア教育のための支援体制として、キャリアサポートセンターが整備され、就職活動等のサポートをしている。教育目的の達成状況の把握については、授業評価アンケート調査等の実施により行っており、学生の意見・要望は意見箱やチューターを介してくみ上げられている。専任教員数は設置基準を満たしており、FD(Faculty Development)活動も組織的に行われている。校舎は耐震基準に適合しており、施設・設備の安全性は確保されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は関係法令等に基づき、適切な運営が行われており、かつ使命・目的を実現すべく継続的な努力が行われている。また、理事会及び評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されている。大学運営に関する重要事項について、大学部長会で審議され、理事会の議を経て決定されており、権限と責任は明確になっている。理事長が学長を、副理事長が副学長をそれぞれ兼務しており、法人と大学のコミュニケーションは円滑に行われている。近年、新学部、学科の設置により規模が拡大しているが、効率的な執行体制により、職員組織は適切に機能している。収支状況については、法人、大学共に帰属収支差額が黒字になっており、収支バランスは確保されている。公認会計士及び監事による連携した監査体制のもとで、監査は厳正に実施されている。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

「広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程」に基づき、自主的、定期的な自己点検・評価が適切に行われている。現状把握のための調査と基礎データ収集は自己点検・評価室等で行われており、エビデンスに基づいた自己点検・評価となっている。PDCA サイクルを有効に機能させるために自己点検・評価室、自己点検運営委員会、点検評価実施委員会、FD 推進委員会等の組織が整備され、大学運営の改善・向上に繋がられている。

総じて、大学は「心技一体」という建学の精神や学則に掲げる使命・目的に基づき、適切に教育・研究に取り組んでいる。平成 21(2009)年の開学から短い間に積極的に学部、学科設置を行い社会情勢の変化に対応している。これからも地域社会に開かれた大学として更に魅力ある大学を目指して努力を続けている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学は「心技一体」を建学の精神として掲げており、それに基づく使命・目的及び教育目的については広島都市学園大学学則で明確に規定されているとともに、大学のホームページでは簡潔な文章で示されている。

学部、学科ごとの教育目的及び人材養成に関する目的も学則に具体的にわかりやすく示されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

###### 1-2-③ 変化への対応

##### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

「開かれた大学づくり」「医療・福祉・教育分野での地域社会への貢献」が大学の個性・特色となっているが、これらは教育目的に反映されている。

学則により定められた大学の使命・目的は学校教育法等の法令に照らして、適切なものである。

大学は平成 21(2009)年に健康科学部看護学科のみで開学したが、社会の変化に意欲的に対応し、平成 25(2013)年 4 月に健康科学部リハビリテーション学科、平成 26(2014)年 4 月に子ども教育学部子ども教育学科を開設しており、必要に応じて目的の見直しを行っている。

**1-3 使命・目的及び教育目的の有効性**

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

使命・目的は理事会や教職員に対する年頭挨拶において、学長から説明されており、役員や教職員の理解と支持を得ている。

大学は使命・目的を学生便覧やホームページに記載するだけでなく、教職員、学生、保護者に対して、それぞれ毎年機会を設けて学長自らが直接説明することで周知を図っている。

中長期的な事業展開は使命・目的に沿って行われており、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも使命・目的は反映されている。

使命・目的を達成するために健康科学部、子ども教育学部が整備されるとともに、「こどもケアセンター」、ひろしま人間教育研究センター等の付属施設も教育研究組織としての役割を果たしている。

**基準 2. 学修と教授**

**【評価結果】**

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学の使命・目的、学科ごとの教育目的を踏まえ、学生募集要項の学科別入学試験概要欄へ明記している。アドミッションポリシーの基準を満たす資質を持った学生を多角的に選抜するため、一般入試及び大学入試センター利用入試以外に AO 入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、社会人推薦入試、外国人留学生入試等を実施している。また、リハビリテーション学科及び子ども教育学科では、一般入試においても面接を行っている。子ども教育学科は、定員を下回っているものの、オープンキャンパスや入試回数を増やすといった、広報活動や入試改革をしていることから、今後の志願者増加に期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、全学のカリキュラムポリシー、各学科のカリキュラムポリシーをそれぞれ設定し、学生便覧等に掲載することで周知を図っている。履修登録単位数の上限は、看護学科、リハビリテーション学科は高く設定しているが、単位制の実質化の観点から上限の見直しを検討している。各学科の教育課程は、カリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。また、FD 推進委員会を設置し、教授法に関連した FD として定期的に全学及び学科単位の FD 研修会、講演会の開催、授業評価アンケート等の企画・運営を行っている。

【参考意見】

○看護学科、リハビリテーション学科について、1 年間に履修登録できる単位数の上限が高く設定されているので、学内で検討している内容を踏まえて計画通り実施することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学生の生活指導も含めて、主として授業外での学修支援を行う体制としてチューター制度を採用している。看護学科やリハビリテーション学科では、全教員がチューターの役割を担い職員と連携した体制を作り学生対応を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、学生には掲示板等を利用して周知している。

看護学科、リハビリテーション学科は、チューターを中心に中途退学者、休学者への対応を行っている。子ども教育学科では、中途退学、休学は、まだ発生していないが、保護者懇談会等を行い、予防策を講じている。

教員の授業・学修支援体制については、看護学科の場合、ICT（情報通信技術）を活用して、効率的に教員が行動できる教育体制をとっている。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

大学のディプロマポリシーを設定し、さらに各学科のディプロマポリシーを設定し、学生便覧等に記載することで、学生及び教職員に周知を図っている。学則等において素点と5段階評価によって単位認定が行われている。学位の授与に関しては、学則に別に定めると記載し、学位授与規程を設けている。

単位の認定、実習の先行要件の認定及び卒業認定等の作業は、学科の教務委員会で審議し、学科教員会議、教授会での審議を経て学長が決裁するというプロセスによって、公平性、公正性を確保している。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

キャリアサポートセンター及びキャリアサポート委員会を設置し、キャリア教育のための支援体制を整備している。看護学科では4年次の学生に対し、臨地実習とは別に夏休み等を利用して就職希望先病院へのインターンシップ及び病院見学を義務付けている。

学生の就職活動に関わるサポートは、年間スケジュールを策定し、それに基づき、就職ガイダンス等のイベントを計画的に実施している。就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、就職ガイダンス、面接・マナー講座、就活マニュアル作成等の学生の支援を行っている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

知識・技術の修得状況については定期試験の結果及び授業評価アンケート調査の実施、学生の学修状況については「学生の学修行動等把握のためのアンケート調査」の実施を通じて、教育目的の達成状況の把握を行っている。授業評価アンケート調査については、授業担当教員にフィードバックされ、個々の授業内容・方法の改善に活用されるとともに、FD 推進委員会で分析、検討されている。また、チューターを通して学生にもフィードバックされている。平成 26(2014)年度後期からは、教員には授業評価アンケート結果に関するコメントの報告書の作成・提出を義務付けており、平成 27(2015)年度末には冊子での公表を予定している。看護学科とリハビリテーション学科では、臨地実習における評価を通じて総合的な学修達成状況を把握している。子ども教育学科では、学修指導の改善のために独自のアンケートを実施し、チューターが「学生調書」を作成している。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

学生の心身の健康管理のために、医務室を宇品、西風新都の両キャンパスに開設し専門の職員を配置している。医務室職員が不在時に学生の体調不良等の事態が生じた場合には、教職員が対応している。また学生相談室を2週間に一度、カウンセラーを配置して開設している。学生への経済的支援については、大学独自の奨学金として成績優秀者を対象としたものを設置している。サークル活動への支援は、各サークルに部長あるいは顧問として教職員を1人以上登録している。平成 24(2012)年度から保護者の会を設立し、大学との連携を密にするとともに、教育上必要な設備・施設や課外活動、学生行事等への支援を行っている。学生の要望をくみ上げるシステムとしては、定期的なチューターとの相談・談話



を介してのものと、意見箱の設置によるものがある。両者とも、寄せられた要望については関係部署へ報告し、検討の上で、必要に応じて改善案を作成し学長の最終決裁によって決定している。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

専任教員数、教授数は、設置基準で定める数を満たしている。専任教員の年齢構成については学部全体としては概ねバランスがとれている。

専任教員の採用に当たって公募制を基本としている。採用、昇任に当たっては、学内の方針に基づき運用されている。FD 活動については、FD 推進委員会が組織され、学内外の講師による研修も行われており組織的に取組まれている。学生による授業評価アンケートが実施され、その結果については個々の教員がコメントを返している。教員評価は、学内の基準に沿って行われている。

教養教育実施に当たっては、組織としての体制整備については今後の課題ではあるが、学長・副学長・教学部長・学科長・教務委員長が教養教育の実施及び単位認定について協議している。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

キャンパスの敷地面積等は、設置基準に従っている。校舎は、建築基準法の耐震基準に適合しており、施設・設備の安全性は確保されている。IT 施設である情報処理室も設置されている。施設・設備に対する学生の意見については、意見箱やチューターを介してくみ上げている。宇品キャンパスは、子ども教育学部の開設に伴う新校舎の建設により慢性的な教室不足は解消され、体育館、テニスコートが新設された。スロープ、身障者用トイレ等、施設・設備の利便性は配慮されている。西風新都キャンパスは、学生数に対応できるように改善を行いつつある。図書館は、附属図書館運営委員会によって運営され、平成

27(2015)年に中長期計画を策定し改善を計画している。授業を行う学生数の管理については、科目に応じて少人数のクラス編制を行い、多人数授業では教室の中央部に液晶モニターを設置するなどの対応をしている。

### 基準3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

#### 【理由】

関係法令等に基づき、適切な運営が行われており、かつ使命・目的を実現すべく継続的な努力が行われている。法人全体の経営指針及び基本的な教育方針については、建学の精神である「心技一体」を不易の教育理念として定め、学生、教職員等に周知がなされており、また教育情報及び財務情報等がホームページで公開されている。

法人本部と大学組織の連携については、理事会及び評議員会のもと理事長、学長、学部長、学科長、大学事務局長等から構成される大学部長会が置かれ、計画策定、業務執行等の整合性が図られている。

環境保全、人権及び安全への配慮については、「エネルギー等の適正利用に関する行動指針」「学校法人古沢学園危機管理規程」「個人情報保護基本方針」等の関係規則等を遵守し、適切に対応がなされている。

#### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

#### 【理由】

理事会は随時開催されており、理事の出席状況も極めて良好である。大学部長会の定例

開催等、大学の使命・目的達成に向けた戦略的意思決定がなされる組織・体制は整備されており、かつ適切に機能している。理事会運営及び理事の選考については「学校法人古沢学園寄附行為」に基づき、適切に運用がなされている。また、理事長のリーダーシップのもと、予算・決算等の審議・決定がなされており、理事会は円滑に機能している。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学の使命・目的に沿った意思決定あるいは業務執行がなされている。

大学運営に関する重要事項は、理事会の下部組織である大学部長会で審議され、理事会の議を経て最終決定されることから、大学の意思決定の権限及び責任は明確になっている。また、理事会及び大学部長会には、いずれにも理事長（学長）、副理事長（副学長）が構成員となっており、教学部門と管理部門の情報連携は円滑に運用がなされている。大学部長会、教授会、学科教員会議、入学試験委員会、その他各種委員会については、組織上の位置付け及び役割が明確化され、各組織とも適切に機能している。特に、大学部長会及び教授会の議長は学長が務めており、その補佐役として副学長が配置されていることから、学長のリーダーシップを発揮する体制は整備されている。また、副学長の組織上の位置付け及び役割についても「広島都市学園大学副学長任用規程」に基づき明文化され、かつ適切に運用がなされていることから、適切な組織体制が構築されている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

大学における意思決定において、理事会等の管理部門と教授会等の教育部門及び業務運営機関である事務局との連携は適切に行われており、チェック体制も機能している。監事の選考は、「学校法人古沢学園寄附行為」に基づき適切になされており、理事会及び評議員会への出席状況は良好で、法人の業務または財産状況等について適切に意見を述べている。評議員の数及び選考は、「学校法人古沢学園寄附行為」に基づき適切になされており、評議

員会で諮問されるべき事案についても適切に審議されている。

学長が理事長を、また副学長が副理事長を兼務していることから、学長自らが大学部長会、教授会等の主要委員会の議長を務め、補佐役である副学長と事務局長が構成員となっている。また、学長及び副学長は学科教員会議にオブザーバーとして出席していることから、学科ごとの教育活動状況や教育改善提案等の情報を大学部長会にくみ上げている。よって、リーダーシップあるいはボトムアップ等を発揮できる体制は整備されている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

近年の新学部、学科の設置及びそれに伴いキャンパスが2か所になったことにより、業務内容は拡大し業務量も増加している。職員がそれらに対応できるよう個人の仕事の幅を広げることにより、効率的な執行体制を確保している。

業務執行の管理体制は学園本部事務局長の統轄のもと、学園本部、大学事務局、専門学校事務局の3部門体制により適切に機能している。

SD(Staff Development)については学内で研修会を適宜開催している。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

大学は平成21(2009)年4月に開学しており、設置申請時の財務計画に基づき運営され、平成25(2013)年にリハビリテーション学科、平成26(2014)年に子ども教育学部を相次いで開設したことに伴い、その都度中長期の財務計画の見直しを行い、運営している。

これらの学部、学科開設に伴って行われた設備投資のため、借入金が増加し負債比率が増えているが、2学部ともに学年進行中であるにもかかわらず、大学、法人ともに帰属収支差額が黒字に保たれており、収支バランスは十分に確保されている。

### 3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準に準拠した経理規程等、各種規則にのっとり、概ね適正に処理されている。

公認会計士による会計監査を、定期的に受けており、厳正に実施されている。また、監事は業務監査及び会計監査について、理事会に提出された監事監査計画にのっとり適正に行っている。公認会計士と監事は連携して資産の実査や意見交換を実施している。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

「広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程」に基づき、自主的な自己点検・評価がなされている。平成 25(2013)年度より「自己点検・評価報告書」が作成され、毎年公表されている。また、教育活動の改善向上を図るべく、自己点検・評価室、自己点検運営委員会、点検評価実施委員会等恒常的な実施体制も整備され、かつ適切に実施がなされている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

点検評価実施委員会が根拠資料に基づいた自己点検・評価を行っている。点検・評価に必要な基礎データの把握・収集は自己点検・評価室にて、点検評価実施委員会では構成員が各々の担当項目について必要なデータを適宜収集し、かつ情報共有に努めるなど、現状把握のための調査・データの収集・分析を行える体制は整備されている。併せて、「平成 25 年度自己点検報告書」はホームページで公開されており、各部署に冊子媒体で配付されている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性**

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

平成 24(2012)年度より自己点検・評価室、自己点検運営委員会、点検評価実施委員会、FD 推進委員会等の組織が整備されている。現在も機能性を判断し、自己点検・評価等の活用等、より有効性の高い仕組みに改善しようという様相がうかがえる。また、「広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程」「広島都市学園大学自己点検・評価の流れ」に基づき、自己点検・評価及び認証評価結果を教育研究、大学運営の改善・向上等につなげる仕組みが構築されており、PDCA サイクルが適切に機能するよう努めている。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献**

**A-1 大学が持っている知的資源の社会への提供**

- A-1-① 地域との連携・地域への貢献方針の明確性
- A-1-② 地域における専門職の人材育成による地域貢献
- A-1-③ 地域課題解決研究活動の促進

**A-2 大学と地域社会との連携関係**

- A-2-① 大学と地域社会との連携関係の具体性・継続性

**【概評】**

教育目標に「時代の変化に合わせて地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成する」と掲げ、大学として地域貢献の方針を明確にしている。専門職の人材育成における地域貢献として、地域の看護職対象のセミナーの実施や実習病院先への講師派遣等、臨床現場の看護職教育の一翼を担っている。看護学科では、県内への就職率が過去 3 年平均で 75.4%

と高い水準を保持している。

リハビリテーション学科及び子ども教育学科については卒業生がまだ輩出していない段階ではあるが、入学生の9割以上が中国地方出身者ということもあり、近県への就職が期待される。大学の附属施設である「こどもケアセンター」は、子ども教育学部開設と同時にオープンし、地域の子育て支援に取り組んでいる。平成26(2014)年度から、「広島市地域子育て支援拠点事業」として補助金を受け、オープンスペース「いーぐる」を週5日、10時から15時まで開設し、子育てアドバイザーとして保育士が常駐し、平成26(2014)年度の利用者数は、延べ4,486人と多数の利用者が活用している。利用者へのアンケート調査によると満足度が高く、地域の子育て支援に貢献する活動として高く評価できる。

平成24(2012)年から、地域の祭りである「宇品かがやきフェスティバル」を町内会と大学とが連携して年1回開催し、学生と教員とが「エイズ啓発キャンペーン」を実施するといった活動を行っている。こうした取組みは、地域活性化につながると同時に、学生にとっては地域住民との交流の機会となっている。また、大学主催の公開講座として、健康講座や地域健康シンポジウムを毎年開催するとともに、地域主催の公開講座や研修会の講師に教員を派遣し、地域の健康増進に寄与する活動が行われている。地域社会が抱えるさまざまな健康問題に関する研究が行われ、地域の抱える課題の解決に向けての取組みが進んでいる。

